平成２４年（フ）第４９５号
愛知県瀬戸市南山町２丁目24番地の２
債務者　京谷　範子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１２号
愛知県半田市栄町２―22、住民票上の住所愛知県半田市乙川畑田町３丁目21番地の45
債務者　杉浦　直美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１３号
名古屋市西区平出町108番地　レオパレス平田橋101号
債務者　髙橋悌一郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７９７号
千葉県市原市五所1525―１―202
債務者　廣内　　光
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８２２号
東京都新宿区下落合３丁目19―１
債務者　新宮　英一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８５９号
埼玉県所沢市けやき台１丁目８―１―201
債務者　石垣　誠一
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８９１号
東京都江戸川区中葛西７丁目４―19―202
債務者　望月　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８９２号
神奈川県座間市相模が丘３丁目７―９　コーポマリーナ相模原７―203
債務者　中尾　康裕
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８９３号
東京都東村山市富士見町５丁目１―58―103
債務者　関　もり絵（旧姓水澤）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８９５号
東京都足立区西新井４丁目33―15―308
債務者　亀井　宏子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０２号
東京都練馬区桜台２丁目36―７―301
債務者　赤羽小枝子（旧姓太）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０７号
東京都足立区南花畑２丁目31―15―204
債務者　小嶋　正春
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０８号
東京都足立区南花畑２丁目31―15―204
債務者　小嶋　富子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１４号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２―618―５　タナカ第３パナハイツ105、住民票上の住所東京都羽村市富士見平２丁目９　羽村団地18―107
債務者　佐々木正樹
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１８号
東京都足立区竹の塚２丁目21―13―302
債務者　西村　伸行
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１９号
東京都足立区竹の塚２丁目21―13―302
債務者　西村　英子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部